

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その3）

2011年5月19日

警察庁長官 安藤隆春 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、これまでに2度、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を撲滅することを目的とした陳情書および要望書を提出してまいりました。2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪をご理解頂いて、それに適切に対処できる法整備と、速やかに両犯罪を捜査できるようにするための警察官の教育体制の確立をお願いしてまいりました。また、2010年9月16日付安藤隆春長官宛て要望書では、見えないテクノロジー犯罪の捜査が困難を極めることは明らかであることから、要らぬ労力を省くために、その元を絶つ観点からの要望をしてまいりました。その内容は、テクノロジー犯罪に使われている高度な技術を掌握している部署は限られておりますので、その特定と、悪用した場合速やかに捜査できる法整備の要望でありました。つまり一方では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が行われている現実を直視してそれに対処できる体制の確立であり、一方では犯罪の元を見極めて犯罪を抑止する体制確立の要望でありました。今回はさらに両犯罪の本質を理解することによる対策を要望することに致します。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の本質を理解するには次の5つのポイントを理解することが肝要と考えます。

- ① **非常識に徹する犯罪主体の強固な意思**：2010年9月16日付要望書で、嫌がらせ犯罪にある11の特徴をお知らせして、その11番目にある非常識性で全てが貫かれていることから、非常識に徹するという犯罪主体の強固な

意思が読み取れるようになったこととお知らせしました。常識の範疇の嫌がらせでは必ず被害者を助ける人が現われます。非常識に徹することによって、誰も話しを聞かなくなり、被害者を孤立させることができます。

- ② **犯罪主体が意図する構図**：被害者が孤立してその先にあるのは、自殺か、精神病院への収容か、緊急避難的対処であります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の背後にあって犯罪主体が意図する構図が明瞭になってまいりました。
- ③ **高度なテクノロジーの悪用**：嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けて被害者を確実に追い込む手法が採られております。そこで使われるテクノロジーは人間のあらゆる機能を遠隔からコントロールできるほど高度でありますことから、それを掌握している部署は限られていると考えられます。
- ④ **社会現象との酷似**：目を社会に転じて、自殺者が毎年3万人を超えていること、そのうちの約4分の1が精神疾患要因であること、信じがたい凶悪犯罪が頻発していること、これは②に記した犯罪主体が意図する構図と酷似していることが分かります。このことからそれは犯罪主体が演出した世相であることが考えられます。国民主権を憲法で謳っている国で犯罪主体が世相を演出しているというのは非民主主義の極みであります。
- ⑤ **世界的規模で発生している問題**：テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は世界的規模で行われており、被害内容の類似性から、マニュアルをもって行われていることが考えられるようになりました。これに関してアメリカではオバマ大統領諮問「生命倫理問題に関する委員会」が本年2月28日と3月1日に開催され、その第10セッション『パブリックコメント』で多くの被害者が証言をしております。その翻訳文をここに添付致しましたので参照願います。

上記5つのポイントは犯罪主体を特定するためにも重要であります。①犯罪主体にみられる非常識に徹するという強固な意思から、相当な意思統一をもって行われている組織犯罪であることが分かります。②犯罪主体が意図する構図を、全く無実の人間に堂々と仕掛けていることから、並みの組織犯罪ではないことも分かります。③人間をコントロールできるほどの高度なテクノロジーを掌握して巧みに悪用していることから、犯罪主体の実力が理解され、特定もしやすくなります。④世相まで演出していることから非民主主義の元凶的存在であることも分かります。⑤そのような犯罪が世界的規模で行われていることから世界をリードするほど強力な巨大な存在であることも分かります。

しかし、我日本国は、いやしくも主権在民を唱える一つの国家でありますから、国防・治安対策には万全を期しているはずであります。当然③にある高度なテクノロジーの存在も把握していなければならず、自国のものならそれを掌

握していなければなりません。そのような重責を担う部署を国家以外の何者かに握られているとしたら許し難い怠慢であります。そのように考えますと、国家レベルの犯罪であるか、国家の中枢を何者かに牛耳られているか、他国による侵略行為という見方ができてまいります。そのいずれであるかを確定するには、国内の技術でできることとできないことをはっきりと選り分けなければなりません。できないことがあるとしたら侵略行為を疑わなければならなくなります。国内の技術でできる場合にはそれを掌握している部署の特定とそこにいる人間を洗い直す必要があります。

そして無実の人間に仕掛ける理由も解明する必要があります。ほとんどの被害者がこれを善用すれば治安は相当改善されると考えております。なぜ無実の人間に仕掛けて悪人に仕掛けないのでしょうか。このテクノロジーは、四六時中監視でき、悪い考えを起したらそれを読み取り音声送信で叱責をすることができます。悪いことをしようとしたら瞬時に生理操作で下痢症状を起してトイレに駆け込ませることができます。悪事を企んだ瞬間にそれを忘れさせることができます。人に手を出そうとするやいなや力を萎えさせることもできます。このように悪人に仕掛けたら完璧なまでに抑えることができます。治安を司る警察垂涎のテクノロジーでありながら、なぜそれを利用しないのかであります。警察がこれを知っていてそれをしないとしたら警察が犯罪主体に加担していることとなります。本当に知らないとしたら、怠慢で、別の部署で行っていることが明らかになります。これについては安藤長官が見解を示すべきであります。

警察の関与について被害者証言から付け加えておかなければならないことがあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が身を守るために足を運ぶのは警察であります。にもかかわらず犯罪として受け入れてもらえないというのが実際のところであります。それだけでなく被害者が来るのを知っていたかのようにおかしな態度で対応されたという証言がかなりあります。このことから被害者の行動が監視され、その情報が警察にも及んでいることが考えられます。警察が利用すべき監視システムが何者かに利用されていないか、その何者かに警察官が動かされていないかを調査することは、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を解明する一番の近道と考えます。これは警察の内部調査でできることですのでこれほど容易なことはありません。警察内の本来の指示ではない外部の指示で動かざるを得なかったことがあるか、それはどのような指示であったのか、是非とも全警察官を対象に調査して頂きますようお願い申し上げます。

尚、これまでに提出した陳情書・要望書の扱いに付いて、法と証拠に基づいて誠実に対処していること文書で回答を頂いておりますが、上記しましたテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の性質から、それだけでは全く足りないことがご理解頂けると思っています。国民主権を大きく揺るがす強固な意思に基づいた組織犯罪であり、無実の人間、しかも子供も対象として行われている憎むべき犯罪であります。善用すれば人類に計り知れない福をもたらすテクノロジーを悪用ばかりしている犯罪主体は一刻も早く白日の下に晒されるべきであります。よってこれは法と証拠に基づく捜査以前に国家が動くべき巨大犯罪と考えます。その観点から以下要望致しますので、速やかに実行して頂きますよう方々お願い申し上げます。またその進捗状況を随時お知らせ頂きますようお願い申し上げます。

要望事項

要望事項1．非常識に徹するという強固な意思で嫌がらせ犯罪を行っている組織およびその意思の出所を解明して公表して下さい。

要望事項2．テクノロジー犯罪に使われている高度なテクノロジーを解明して、それが国内の技術によるものか、外国の技術によるものか、はっきりと選り分けて公表して下さい。

要望事項3．上記テクノロジーを掌握している部署を特定して公表して下さい。

要望事項4．上記部署にいる人間の身元調査を実施して公表して下さい。

要望事項5．テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の背後にある、被害者を自殺・精神病院への収容・緊急避難的対処に追い込む構図、それは今日の世相でもあることから、そのように強力に社会を導く非民主主義の元凶でもある意思の所在を特定して公表して下さい。

要望事項6．テクノロジー犯罪に使われている技術を警察が善用すれば治安は改善されます。警察はその技術を本当に知らないのか、知っているならなぜ使わないのか明確にして公表願います。

要望事項7．警察が利用すべき監視システムが何者かに利用されていないか、その何者かに警察官が動かされていないか、全警察官を対象にした内部調査を

実施して、その結果を公表して下さい。特に当NPO会員が相談に行った時どうだったのかを集中的に調査してその結果を公表願います。

要望事項8. 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書にある陳情項目を即刻実施して下さい。

要望事項9. 2010年9月16日付安藤隆春長官宛て要望書にある要望事項を即刻実施して下さい。

添付書類

- | | |
|--|----|
| 1. 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情書コピー | 1部 |
| 2. 2010年9月16日付安藤隆春長官宛て要望書コピー | 1部 |
| 3. 被害者400名アンケート集計結果 | 1部 |
| 4. オバマ大統領諮問「生命倫理問題に関する委員会」
パブリックコメント（翻訳文） | 1部 |
| 5. パンフレット | 1部 |
| 6. チラシ | 5枚 |

以上